

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 株式会社東邦銀行

【英訳名】 The Toho Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 北村清士

【本店の所在の場所】 福島県福島市大町3番25号

【電話番号】 福島(024)523-3131(大代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 矢吹光一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目6番1号
株式会社東邦銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 東京(03)3535-5835(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 田辺直之

【縦覧に供する場所】 株式会社東邦銀行東京支店
(東京都中央区京橋一丁目6番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当行第112回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金4円25銭 総額1,071,302,948円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 7,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,000,000,000円

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役として、北村清士、阪路雅之、竹内誠司、小暮憲一、阿字 聡、佐藤 稔、加藤勝男、坂井道夫、石井一彰、須藤英穂、石井隆幸、田口信太郎、青野亜佐緒を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、丹野真助、赤城恵一、原 徹を選任する。

第4号議案 常勤取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給並びに退任取締役に対する退職慰労金支給の件

常勤取締役の退職慰労金制度廃止に伴い、常勤取締役10名に対し、それぞれの本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当行における一定の基準により、それぞれの退任時に退職慰労金を打ち切り支給する。

また、これにあわせ、退任取締役 加藤容啓、丹野真助、土田 淳に対し、当行の一定の基準により退職慰労金を支給する。

第5号議案 取締役の確定金額報酬額改定の件

取締役の確定金額報酬額を年額350百万円以内（うち社外取締役分年額25百万円以内）と改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	210,198個	90個	35個	97.62%	可決
第2号議案					
北村清士	206,969個	3,313個	35個	96.13%	可決
阪路雅之	209,605個	678個	35個	97.35%	可決
竹内誠司	209,605個	678個	35個	97.35%	可決
小暮憲一	209,605個	678個	35個	97.35%	可決
阿字 聡	209,605個	678個	35個	97.35%	可決
佐藤 稔	209,605個	678個	35個	97.35%	可決
加藤勝男	209,605個	678個	35個	97.35%	可決
坂井道夫	209,605個	678個	35個	97.35%	可決
石井一彰	209,605個	678個	35個	97.35%	可決
須藤英穂	209,605個	678個	35個	97.35%	可決
石井隆幸	209,494個	789個	35個	97.30%	可決
田口信太郎	209,864個	419個	35個	97.47%	可決
青野亜佐緒	207,369個	2,913個	35個	96.31%	可決
第3号議案					
丹野真助	206,537個	2,751個	35個	96.37%	可決
赤城恵一	207,414個	2,873個	35個	96.33%	可決
原 徹	210,120個	168個	35個	97.59%	可決
第4号議案	190,849個	19,437個	35個	88.64%	可決
第5号議案	210,025個	253個	35個	97.55%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・ 第1号議案及び第4号議案及び第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・ 第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、すべての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。